

美作監査第48号

令和2年8月28日

請求人様

美作市監査委員 東内 義典

美作市監査委員 山本 雅彦

### 住民監査請求について

請求人が令和2年7月22日付けで提起した住民監査請求について、別紙のとおり決定したので通知します。

## 決 定 書

### 1 請求人

( 省 略 )

### 2 請求年月日

令和2年7月22日

### 3 請求の要旨（原文のとおり）

市長は令和2年7月15日に福田昌弘に教育委員会教育長給与として金品を支給しているが、福田昌弘の教育委員会教育長の任命の議案は6月美作市議会定例会、6月18日本会議における同意8号として上程されており、投票の結果16対0で否決されている。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条1項に定めてあるように、教育長の任命には議会の同意を要する。

又、本件は地方自治法第179条第1項に定める長の専決処分のできるいずれの場合にも該当せず、全く法的根拠がなく、教育長の給与等として令和2年7月15日に福田昌弘に支給された777,727円の支出は違法である。

よって、支出された777,727円の損害賠償、福田昌弘の教育委員会教育長の任命の無効確認を請求します。

### 4 監査委員の判断

#### (1)主 文

本件請求を却下する。

#### (2)理 由

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項では、住民監査請求は「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくはは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき（略）監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。

この規定によると住民監査請求ができるのは、違法若しくは不当な財務会計上の行為に限られ、「教育委員会教育長の任命の無効確認」を求めることについては財務会計上の行為ではなく、同項の規定による要件を満たさない監査請求である。

他方、後行行為である教育長の給与等の支給は財務会計上の行為である。

そこで、後行行為に係る請求人の主張について検討するに、請求人は先行行為たる任命行為独自の瑕疵ではなく、専決処分自体の瑕疵を主張しているところ、専決処分は議会の議決に代わるものであるから、本来、その当否については事後的な承認議案の審議を通じて議会が判断すべき政治的な事柄である。

しかし、本件においては、長から承認議案が提出されたものの、未だ議案の審議がなされていないのであるから、まずは議会が議案の審議を通じてその当否を判断すべきであり、監査委員が違法、不当性を判断するべきではないと考える。

したがって、本件請求は法第 242 条に定める住民監査請求の要件を満たさない不適法な請求であるといわざるを得ない。

よって、主文のとおり決定する。

なお、専決処分をめぐる問題について以下のとおり付言する。

美作市ホームページの情報公開 公開請求受付状況 令和 2 年度（上半期）での状況は次のとおりである。

「R02-029 令和 2 年第 4 回（6 月）定例会期間中に市長が専決処分した議案等に関するすべての文書」について、担当課は総務課で「専決処分について」として情報公開されている。これを見ると令和 2 年 6 月 22 日付け専決事項一覧としてその時点での未決議案とあわせて教育委員会教育長の任命についても専決処分されている。

同じく、「R02-030 令和 2 年第 4 回（6 月）定例会期間中に、市長が専決処分し、議会の承認を求めた文書及び議会の承認結果がわかるすべての文書」について、担当課は議会事務局で「令和 2 年第 4 回（6 月）美作市議会定例会への追加議案の送付について（以下「追加議案」という。）」として情報公開されている。これを見ると同文書は、同月 23 日に美作総務第 5 7 号として美作市議会議長に送付され、同日美作市議会第 7 9 号として受付けている。

しかしながら、ホームページには「令和 2 年第 4 回（6 月）定例会期間中に市長が専決処分したものに対して、議会で審議されていないため、当該専決処分についての承認結果は文書不存在です。」と記載されており、議会で受付けた追加議案の文書が宙に浮いた状態と考えられる。請求人としても美作市議会議員の立場でもあり、この追加議案を議会で審議されるよう議長に進言されたい。

令和 2 年 8 月 2 8 日

美作市監査委員 東 内 義 典  
美作市監査委員 山 本 雅 彦